

議案第4号

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成12年条例第9号）及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、児童手当の特例給付の廃止に伴う所要の整理を行うため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部改正)

第1条 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護法の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、情報公開条例のあり方について建議することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護法の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、情報公開条例のあり方について建議することができる。</p> <p>2 (略)</p>

(取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネッ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネッ</p>

トワークシステムをいう。
(5)及び(6) (略)

トワークシステムをいう。
(5)及び(6) (略)

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(3)まで (略) (4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5)から(12)まで (略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(3)まで (略) (4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5)から(12)まで (略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。